

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 6 月 23 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市水道局が発注する「メータ検針業務」の委託契約において、委託業者が特定の市民に対して正常な業務の遂行を行っていないにもかかわらず、大阪市は委託料（公金）の全額を支出し続け、委託契約解除等の是正措置を怠っている。

2026 年 4 月 28 日 17 時 59 分、水道局職員による市民に対する虚偽回答および対話拒絶が発生した。また、同年 6 月 17 日、当該市民宅に投函された「ご使用水量等のお知らせ（検針票）」が、他世帯に配られている正規の仕様（水色のカラー印刷、受注者名・検針員氏名明記）とは著しく異なる「白黒印刷」かつ「責任の所在（受注者欄・検針員欄）が完全に空白」の不審な状態のものであった。

公的インフラを預かる大阪市水道局の委託業務は、全ての市民に等しく、透明性と責任（責任の所在の明記）のある公平なサービスを提供することが最低限の義務であり、契約の基本である。

特定の市民を対象に、意図的に責任の所在を隠蔽した不自然かつ不誠実な書類を発行し、不当な区別や嫌がらせ（差別的な業務）を行うことは、適正な契約履行とは到底言えず、重大な職務怠慢および背信行為（義務違反）に該当する。

このような著しく不適切な業務遂行（契約不履行）を認識、あるいは認識し得る立場にありながら、委託料という公金を満額支出し続け、かつ契約解除等の処分を怠る行為は、地方自治法が求める公金の適正な管理・支出の観点から極めて不当である。

以上のことから、正常な業務をまっとうに果たしていない委託業者に対して、市民の料金

や税金（公金）から不当に委託料が支払われ続けているという、金銭的・財政的な損害が大阪市に生じている。また、公務および公的インフラに対する市民の信頼を著しく失墜させているという無形の損害も生じている。

よって、当該委託業者との委託契約を速やかに解除すること、ならびに、不当に支払われた委託料の返還請求や、関係職員への厳正な処分など、大阪市として必要なすべての是正措置を講じることを求める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、特定の市民宅に投函された検針票が、他世帯に投函されているものとは異なる白黒印刷のものであり、かつ、受注者欄・検針員欄が空白のものであったことは、検診業務の委託契約の適正な履行とは言えず、このような契約不履行を認識し、あるいは認識し得る立場にありながら当該契約の解除等を行わず、委託料を支出していることは、違法又は不当な支出であると主張しているものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人からは、本件事案が、どのような基準に照らし、大阪市水道局との間での契約の不履行（契約違反）といえるのかについて、具体的に提示されていない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えず、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。